

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

鋼船規則検査要領 B 編

2010 年 第 3 回 一部改正

2010 年 12 月 27 日 達 第 112 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

ClassNK
財団法人 日本海事協会

2010年12月27日 達 第112号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(12)として次の1号を加える。

-5. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)～(11)は省略)

(12) 危険物運送要件

梱包された危険物を運送する1984年9月1日から2010年12月31日の間に建造開始段階にあった総トン数500トン以上の貨物船及び1992年2月1日から2010年12月31日の間に建造開始段階にあった総トン数500トン未満の貨物船にあつては、2011年1月1日以降の最初の定期検査までに、表 R19.1 及び表 R19.3 の規定に従い、規則 R 編 19.3 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。ただし、以下に従うものとする。

(a) 1984年9月1日から1992年1月31日の間に建造開始段階にあった総トン数500トン以上の貨物船にあつては、建造時において適用された要件に適合している場合、規則 R 編 19.3.3 の要件に適合する必要はない。

(b) 1984年9月1日から1998年6月30日の間に建造開始段階にあった総トン数500トン以上の貨物船にあつては、規則 R 編 19.3.10 及び 19.3.11 の要件に適合する必要はない。

(c) 1992年2月1日から1998年6月30日の間に建造開始段階にあった総トン数500トン未満の貨物船にあつては、規則 R 編 19.3.10 及び 19.3.11 の要件に適合する必要はない。

附 則

1. この達は、2011年1月1日から施行する。